

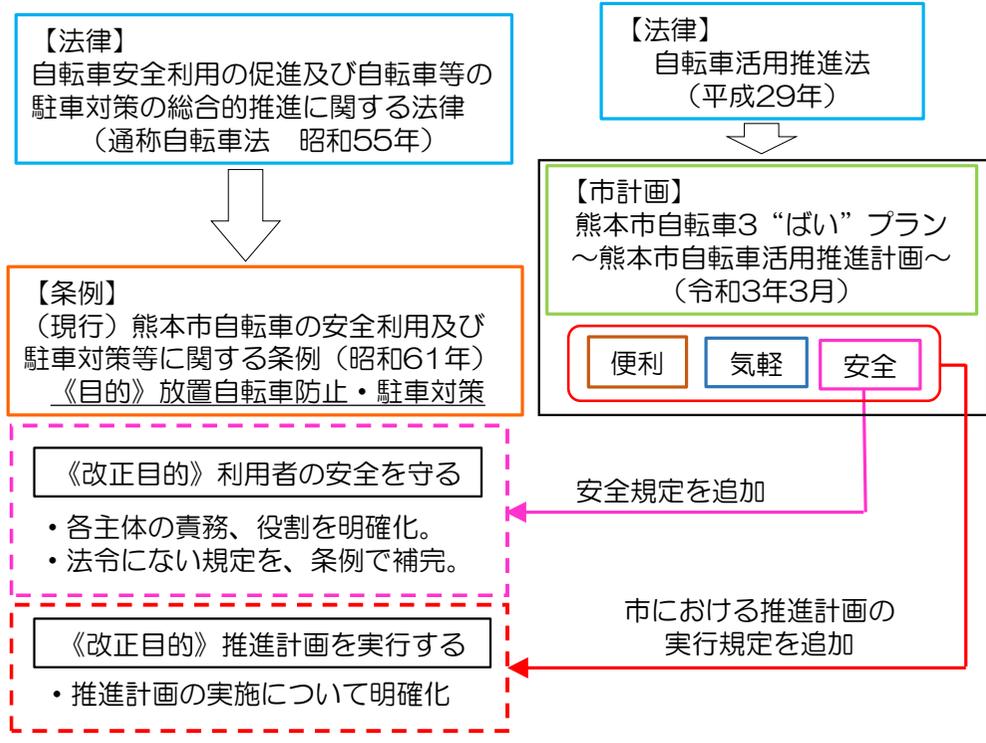
背景

- ・自転車は、年齢を問わず利用できる。
- ・コロナ禍で自転車利用のニーズが高まっている。
《これに対して》
- ・依然として、自転車の交通ルールやマナーが徹底していない。
- ・自転車関連事故件数は大幅減少しているが、
自転車が加害者となる対歩行者の事故は、減少していない状況。
- ・熊本市内でも、1日1件の割合で自転車事故が起きている。

目的

- ・自転車利用者等関係主体への自転車に関する責務を明確化。
- ・道路交通法等の法令にない規定を、条例に設ける。
⇒ 一層の交通ルールの順守、交通マナーの向上を図る。
⇒ 自転車利用に関連する交通安全啓発の根拠とする。

自転車関連法と本市条例改正・計画の体系



改正条例の構成・内容

熊本市内での自転車関連事故は、県全体の約2/3を占める。（R1：66%，R2：67%）
この条例改正では、熊本県条例の規定を加え、さらに上乗せ規定も設ける。

【現在の規定】

○自転車の放置禁止等

【内容】
放置禁止区域の指定等、自転車の放置の禁止、放置自転車に対する措置、保管した自転車の措置、費用の徴収、自転車駐車場内の措置

【（改正）熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の規定】

○各主体の責務

・自転車利用者、事業者、自転車貸付業者、学校の長、保護者等、自転車小売業者
【内容】安全な技能及び知識の習得、点検整備、安全利用の確保、安全利用の指導・啓発

○自転車保険等への加入促進

・自転車利用者、保護者、事業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等への加入
・自転車小売業者、事業者
【内容】自転車保険等への加入確認
・学校の長、自転車小売業者、自転車貸付業者
【内容】自転車保険等への加入の促進と情報提供

【上乗せ規定】

○各主体の責務

・自転車利用者
【内容】ヘルメット着用努力義務
灯火・反射器整備

・学校の長の責務
【内容】生徒に対するヘルメットの着用や安全措置に関する指導
教職員に対する交通安全教育

・事業者の責務
【内容】自転車通勤者に対するヘルメットの着用や安全利用の指導

・自動車・原付運転者の責務
【内容】自転車の側方を通過する際の通行方法

・交通安全団体の責務
【内容】安全利用の指導・啓発

○自転車保険等への加入促進

・学校の長
【内容】自転車通学者に自転車保険の加入を確認

・交通安全団体
【内容】自転車保険に関する情報提供

・損害保険会社等
【内容】市などと連携し、自転車保険に関する情報提供

○市における役割

【内容】交通安全教育の推進、自転車利用環境の整備、自主的な取組を行う市民への支援、自転車関係者の協力など

スケジュール

令和3年度							令和4年度			
9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4~6	7~9	10~12	1~3
議会報告 (骨子案)	素案作成		議会報告 (素案)	パブ コメ	議案 上程	審議 議決	周知 期間		施行	